

鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金交付要綱の一部改正の新旧対照表

「鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金交付要綱」の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第3条 県は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>別表2、別表3及び別表4</u>の第1欄に掲げる事業（以下「直接補助事業」という。）を行う<u>別表2、別表3及び別表4</u>の第2欄に掲げる者。</p> <p>2 本補助金の額は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）直接補助事業の場合にあっては、直接補助事業に要する<u>別表2、別表3及び別表4</u>の第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額以下とし、<u>直接補助率及び補助限度額は別表2、別表3及び別表4</u>の第4欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p>（交付申請の時期等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、<u>次に掲げる事業ごとに、それぞれ次に掲げる書類とする。</u></p> <p>（1）<u>間接補助事業</u>  <u>様式第1号及び様式第2号</u></p> <p>（2）<u>直接補助事業</u>  <u>様式第1号の2、様式第1号の3又は様式第1号の4のいずれか及び様式第2号</u></p> <p>3 略</p> <p>第5条～第9条 略</p> <p>（実績報告の時期等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、<u>次に掲げる事業ごとに、それぞれ次に掲げる書類とする。</u></p> <p>（1）<u>間接補助事業</u>  <u>様式第1号及び様式第2号</u></p> <p>（2）<u>直接補助事業</u>  <u>様式第1号の2、様式第1号の3又は様式第1号の4のいずれか及び様式第2号</u></p> <p>3～4 略</p> <p>第11条～第12条 略</p> <p>別表1－1～1－2（第3条関係） 略</p> <p>別表1－3（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="231 1793 1397 1961"> <tr> <td data-bbox="231 1793 448 1961">1 間接補助事業</td> <td data-bbox="457 1793 1397 1961">個展等開催事業 【内容】 広く県民を対象として県内で開催する作品展示や舞台公演等（オンラインでの開催を含む）を始めとした障がいへの理解を進める取組。</td> </tr> </table>	1 間接補助事業	個展等開催事業 【内容】 広く県民を対象として県内で開催する作品展示や舞台公演等（オンラインでの開催を含む）を始めとした障がいへの理解を進める取組。	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第3条 県は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>別表2及び別表3</u>の第1欄に掲げる事業（以下「直接補助事業」という。）を行う<u>別表2及び別表3</u>の第2欄に掲げる者。</p> <p>2 本補助金の額は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）直接補助事業の場合にあっては、直接補助事業に要する<u>別表2及び別表3</u>の第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額以下とし、<u>直接補助率及び補助限度額は別表2及び別表3</u>の第4欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p>（交付申請の時期等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ<u>様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3及び様式第2号</u>によるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第5条～第9条 略</p> <p>（実績報告の時期等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ<u>様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3及び様式第2号</u>によるものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>第11条～第12条 略</p> <p>別表1－1～1－2（第3条関係） 略</p> <p>別表1－3（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1448 1793 2614 1961"> <tr> <td data-bbox="1448 1793 1665 1961">1 間接補助事業</td> <td data-bbox="1673 1793 2614 1961">個展等開催事業 【内容】 広く県民を対象として県内で開催する作品展示や舞台公演等（オンラインでの開催を含む）を始めとした障がいへの理解を進める取組。 <u>なお、特に必要があると認められる場合は、県外での取組も対象とする。</u></td> </tr> </table>	1 間接補助事業	個展等開催事業 【内容】 広く県民を対象として県内で開催する作品展示や舞台公演等（オンラインでの開催を含む）を始めとした障がいへの理解を進める取組。 <u>なお、特に必要があると認められる場合は、県外での取組も対象とする。</u>
1 間接補助事業	個展等開催事業 【内容】 広く県民を対象として県内で開催する作品展示や舞台公演等（オンラインでの開催を含む）を始めとした障がいへの理解を進める取組。				
1 間接補助事業	個展等開催事業 【内容】 広く県民を対象として県内で開催する作品展示や舞台公演等（オンラインでの開催を含む）を始めとした障がいへの理解を進める取組。 <u>なお、特に必要があると認められる場合は、県外での取組も対象とする。</u>				

2 事業実施主体	県内に在住する障がい者又は県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、間接補助事業を適正に執行できる者。
3 間接補助対象経費	会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、会場設営費、個展等の開催に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、その他特に必要と認められる経費（1組5万円以上の機器の取得は補助対象としない。また、委託費については、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。） ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としない。 なお、交付決定以前に行われた支出であっても、間接補助事業に適合すると認めるものについては、間接補助対象経費として認めるものとする。
4 間接補助率	10/10（ただし、上限を15万円とする。）

2 事業実施主体	県内に在住する障がい者又は県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、間接補助事業を適正に執行できる者。
3 間接補助対象経費	会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、会場設営費、個展等の開催に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、その他特に必要と認められる経費（1組5万円以上の機器の取得は補助対象としない。また、委託費については、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。） ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としない。 なお、交付決定以前に行われた支出であっても、間接補助事業に適合すると認めるものについては、間接補助対象経費として認めるものとする。
4 間接補助率	10/10（ただし、上限を15万円とする。）

別表2（第3条関係）

1 直接補助事業	優れた文化芸術活動支援事業 【内容】 県外で開催する優れた作品展示や舞台公演等で、本県における障がい者文化・芸術の水準向上及び共生社会の実現に向けた牽引力となることが期待される取組。 ※活動の成果を県民に還元する観点から、作品展示・舞台公演等の開催後、県内での報告会、動画配信又はSNS等により実施状況を広く周知すること。
2 事業実施主体	県内に在住する障がい者又は県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、直接補助事業を適正に執行できる者。
3 直接補助対象経費	会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、会場設営費、個展等の開催に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、交通費、宿泊費、その他特に必要と認められる経費（1組5万円以上の機器の取得は補助対象としない。）
4 直接補助率	10/10（ただし、上限を40万円とする。）

別表3（第3条関係）

略

別表4（第3条関係）

略

【注1】 略

様式第1号 略

別表2（第3条関係）

略

別表3（第3条関係）

略

【注1】 略

様式第1号 略

様式第1号の2（第4条、第10条関係）

年度鳥取県障がい者アート活動支援事業  
 [優れた文化芸術活動支援事業]

事業計画（報告）書

※活動の内容について記載してください

1 事業目的	(補助事業を通して達成しようとする目的を記載してください。)
2 実施時期	
3 実施場所	(会場名) (所在地)
4 事業内容	(事業の内容、特徴及び見どころ等を記載してください。)
5 来場（予定）者数	
6 これまでの活動実績	(個展・公演等の実施状況、受賞歴等を記載してください。)
7 広報計画 (実績)	
8 成果・課題 ※実績報告時 記載	

※事業報告を行う際には、写真、資料等活動の状況・概要が分かるものを添付してください。

様式第1号の3

様式第1号の3（第4条、第10条関係）

年度鳥取県障がい者アート活動支援事業  
 [障がいのある人とない人との文化芸術を通じた交流促進事業]

事業計画（報告）書

※活動の内容等について記載してください

1 事業目的	(補助事業を通して達成しようとする目的を記載してください。)
2 事業時期	
3 実施場所	(会場名) (所在地)
4 事業内容	(事業の内容、特徴及び見どころ等を記載してください。)
5 参加・来場（予定）者数	
6 広報計画（実績）	
7 成果・課題 ※実績報告時記載	

※事業報告を行う際には、写真、資料等活動の状況・概要が分かるものを添付してください。

様式第1号の4  
略

様式第1号の2

様式第1号の2（第4条、第10条関係）

年度鳥取県障がい者アート活動支援事業  
 [障がいのある人とない人との文化芸術を通じた交流促進事業]

事業計画（報告）書

※活動の内容等について記載してください

事業計画（実施）内容	
1 活動概要	
2 活動の計画（実績）（日程、活動場所等）	
3 広報等の計画（実績）	
4 その他（目標、成果等）	

※事業報告を行う際には、写真、資料等活動の状況・概要が分かるものを添付してください。

様式第1号の3  
略

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。